

柳井市統合型 GIS・公開型 GIS 構築等業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、柳井市統合型 GIS・公開型 GIS 構築等業務（以下「本業務」という。）の受託者を公募型プロポーザル方式により選定するために、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

柳井市統合型 GIS・公開型 GIS 構築等業務

(2) 業務内容

柳井市統合型 GIS・公開型 GIS 構築等業務調達仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとするが、選定された受託候補者から技術提案を受ける中で、変更する可能性がある。

(3) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

(4) 提案上限額

本業務委託に係る必要経費の全てを含み 17,092,900 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※ 提案上限額は契約予定金額を示すものではない。

※ 提案上限額は本契約の履行に係るシステム構築、データ作成、データ移行、期限までの運用保守費用を含む総額とする。

3 スケジュール

内容	日程
公告・プロポーザル公募開始	令和 7 年 6 月 27 日（金）
参加表明書等の提出期限	令和 7 年 7 月 4 日（金） 17 時まで
参加資格審査結果通知	令和 7 年 7 月 8 日（火）
質問書の提出期限	令和 7 年 7 月 14 日（月） 17 時まで
質問書に対する回答	令和 7 年 7 月 18 日（金）
参加辞退届の提出期限	令和 7 年 7 月 22 日（火） 17 時まで
企画提案書の提出期限	令和 7 年 7 月 25 日（金） 17 時まで
プレゼンテーション等の実施	令和 7 年 7 月下旬
審査結果の通知	令和 7 年 7 月下旬
契約締結	令和 7 年 8 月上旬 予定

※本スケジュールは予定であり、変更となる場合がある。

4 参加資格

本業務に係る公募型プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 応募開始の日から受託候補者の選定までの間のいずれにおいても、法令に基づく業務停止処分を受けていない者であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (4) 国税及び地方税に滞納がないこと（法人及びその代表者（委任関係があるときはその受任者））。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (6) プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を受けていること。
- (7) 仕様書の要件を全て満たしていること。また、本市の指示に柔軟に対応できること。
- (8) 令和4年度から令和6年度までの3年間において、統合型GISは同種業務を有することとし、公開型GISは旧デジタル田園都市国家構想交付金を適用した同種業務の実績を有すること。

5 参加表明手続

(1) 提出書類（各1部）

ア 様式第1号「参加表明書」

イ 様式第2号「同種業務実績確認書」

公開型GIS及び統合型GISの同種業務の実績について、様式にしたがって記載すること。

契約した事実を証するため、テクリス又は契約書及び仕様内容が確認できる書類を添付すること。

ウ 法人等概要書（様式不問）

※既存のパンフレット等でも可とする。

エ プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認定の写しを添付すること。

オ 様式第3号「参加表明書等提出時チェックリスト」

提出書類の先頭に添付し、書類番号の順に並べて不足等がないように提出すること。

(2) 提出期限

令和7年7月4日(金) 17時まで

(3) 提出先

柳井市総合政策部政策企画課(柳井市役所4階)

(4) 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は、特定記録郵便等による送達の実を証することができる方法で提出期限までに必着のこと。

6 質問の受付と回答

(1) 提出書類

様式第4号「質問書」

(2) 提出期限

令和7年7月14日(月) 17時まで

(3) 提出方法

FAX又は電子メール

※提出期限必着のこと。

(4) 提出先

柳井市総合政策部政策企画課(柳井市役所4階)

(5) 回答

令和7年7月18日(金)までに参加者全員にFAX又は電子メールで回答する。

なお、質問事項が重複しているもの(類似のものも含む。)は、本市が整理して回答する。また、質問者名は公表しないこととし、本件の趣旨からかけ離れている事項への回答はしないこととする。

7 参加表明後の辞退

(1) 提出書類

様式第5号「参加辞退届」

(2) 提出期限

令和7年7月22日(火) 17時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は、特定記録郵便等による送達の事実を証することができる方法で提出期限までに必着のこと。

(4) 提出先

柳井市総合政策部政策企画課（柳井市役所4階）

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 様式第6号「企画提案書」（表紙）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 様式第7号「配置予定技術者」

本業務に従事する配置予定技術者は次の要件を満たす技術者を配置すること。
なお、管理技術者と照査技術者は兼務できない。

管理技術者

- ・測量士の資格を有すること
- ・過去5年間に公開型GISの管理技術者として導入実績を有すること

照査技術者

- ・空間技術総括監理技術者資格を有すること
- ・過去5年間に公開型GISの照査技術者として導入実績を有すること

エ 様式第8号「当初構築費及び保守運用費 見積書」

調達仕様書内容に基づき、令和8年3月2日から令和8年3月31日までにかかるシステム運用保守費の金額を記載すること。

オ 様式第9号「令和8年度以降の保守運用費 見積書」

令和8年4月1日から令和12年3月31日までのシステム保守運用費を記載すること。

なお、本項目に関する費用は提案上限額に含めないが、審査・評価の対象とする。

カ 様式第10号「有償オプション費用 見積書」

調達仕様書に記載した以外の有益な提案については企画提案書に内容を記載すると共に、別途費用が必要な場合は本見積書の内訳欄に記載すること。

有償オプションの費用については、金額は問わない。

(2) 企画提案書等の様式

企画提案書は、A4の縦ファイルに綴じることとし、ファイルの表紙及び背表紙には、本業務の業務名と提案者の商号又は名称を記載したラベルを貼付すること。

(3) 提出期限

令和7年7月25日（金）17時まで

(4) 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は、特定記録郵便等による送達の事実を証することができる方法で提出期限までに必着のこと。

(5) 提出先

柳井市総合政策部政策企画課（柳井市役所 4 階）

(6) 提出部数

ア 紙媒体（正本 1 部、副本 8 部）

イ 電子媒体（PDF 形式 1 部）

(7) 企画提案書作成に当たっての留意事項

ア 企画提案書の提出は、参加者 1 者につき 1 提案とする。

イ 用紙は、原則 A 4 判左横書き（縦横配置不問）とし、両面印刷の上、ファイル等にまとめて綴ること。ただし、図表等で表現する場合で、明確さのために A 3 判用紙を使用することや表現の都合上、用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦としたりすることは、差し支えない。

ウ 頁数は、60 ページまでとし、頁番号は、各頁の下部中央に、目次を除いた部分の通し番号とすること。A 3 判の図表等については、2 頁でカウントする。なお、表紙、目次は、枚数に含めない。

エ 文字の大きさは、原則として 10.5 ポイント以上とし、見やすさ、分かりやすさを心掛けること。ただし、図表内の文字は、この限りでない。

オ 原則として日本語表記とすること。ただし、専門用語は、この限りでないが、必要に応じて用語解説を行うこと。

カ 専門的な知識が無くとも理解できる内容となるよう平易な表現を心掛けること。

キ 提案書に記載する内容は、参加者のノウハウやスキルを本業務の効果に結びつけた提案とすること。

ク 仕様書を十分理解し、その事項を確実に実現でき、かつ、その履行が確実に担保できる提案内容とすること。

ケ 仕様書に記載している事項以外に、本業務の目的を達成するために有効な方法がある場合は、積極的に提案すること。ただし、提案したものは、全て実現を約束したものとする。

コ 企画提案書等の提出後は、提出資料の修正、差し替え、追加等を認めないものとする。

9 審査方法

(1) 審査方法等

- ア 企画提案書等の審査及び特定は、柳井市統合型 GIS・公開型 GIS 構築等業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置して、本実施要領で定めた基準及び審査方法により、企画提案書等について書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、その内容を総合的に評価する。
- イ 審査委員会は非公開とする。
- ウ 提出された書類等の内容について、後日問合せを行う場合がある。
- エ 審査の実施に際しての配点及び評価基準は別表評価基準に従い、絶対評価により審査する。

(2) プレゼンテーション審査

提案するシステムについて、デモンストレーションを含むプレゼンテーション審査を実施する。

- ア 実施日 令和7年7月下旬 予定
※参加者数により日程が変更となる場合がある。その場合は別途通知する。
- イ 実施場所 柳井市役所
- ウ 実施時間 提案者あたりの説明時間は質疑応答を含め、50分以内とする。
※プレゼンテーション20分、デモンストレーション20分、質疑応答10分を想定
- エ 出席者 出席者は1者につき3名までとし、管理技術者となる予定の者が出席すること。
- オ その他
プレゼンテーションは提出した企画提案書をもとに行うこと。
デモンストレーションはシステム基本構成、各画面構成、操作性、効率的と考える点、アピールする機能などを含めて主に以下の内容について行うこと。
 - ・ 公開型 GIS について
 - ・ 統合型 GIS について
 - ・ 運用保守体制についてプレゼンテーション審査の順番は、企画提案書等を受け付けた順とする。
電源、プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。パソコンその他の必要機器は提案者が持参すること。
説明に要する提案者の経費は、全て提案者の負担とする。

10 受託候補者の選定

- (1) 各審査員の評価点を合計した総合評価点に基づき、総合評価点の最も高い提案者を受託候補者として選定する。選定後は、契約締結に向けて交渉を行うものとする。なお、同点の場合は、委員長を除く委員による多数決により選定する。

- (2) 総合評価点が最高点を獲得した者であっても、総合評価点数が900点中450点未満の場合は、受託候補者として選定しない。
- (3) 参加申込者が1者の場合でも審査は行い、評価点の基準は(2)と同様とする。
- (4) 受託候補者が、失格に該当することが認められる場合、又は交渉が不調となったと柳井市が判断した場合は、次点候補者と交渉を行うものとする。

11 選定結果の通知

選定結果は、参加者に文書で通知するとともに、市ホームページに掲載する。ただし、選定された受託候補者以外の参加者名は、公表しない。また、審査結果に対する問合せや異議の申立ては一切受け付けない。

12 契約の締結

審査完了後、選定した優先交渉権者が提案する事業内容を踏まえて、仕様書の内容を整えるなどの必要な調整を行い、見積書を改めて徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

13 その他

- (1) 提出された書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類は、本プロポーザルに係る選定業務以外には、使用しない。
- (3) 参加者は、本プロポーザルで知り得た情報等について、他に漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。
- (4) 参加者は、実施要領等の内容や審査事項について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (5) 提案に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (6) 優先交渉権者と決定された者を対象として、業務内容、仕様書等の契約内容を協議した上で本業務を委託する相手方を決定するため、優先交渉権者の決定を以て参加者の企画提案内容を全て了承するものでなく、また、本業務を委託する相手方を決定するものでない。
- (7) 選定後又は契約締結後に、優先交渉権者の提案書における虚偽の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取消し又は契約を解除することがある。
- (8) 優先交渉権者が契約締結までの手続期間中に失格となった場合又は優先交渉権者との契約に係る協議が不調となった場合は、次順位者と契約に係る協議を行う。
- (9) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- ア 本要領に定める手続等に適合しない場合
 - イ 提出書類に虚偽があった場合
 - ウ 本プロポーザル公募開始後、本業務に関することで委員に接触を求めた場合
 - エ 見積書の金額が「2 本業務の概要（4）委託料上限額」を超える場合
 - オ 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
 - カ その他審査委員会において不相当と認められた場合
- (10) この要領に定めるもののほか、本プロポーザルを行うために必要な事項が生じた場合には、必要に応じて参加者又は受託候補者に通知の上、ヒアリング等を行う場合がある。

14 各種書類の提出先及び問合せ先

柳井市総合政策部政策企画課

〒742-8714 山口県柳井市南町一丁目10番2号

電話：0820-22-2111 内線466

FAX：0820-23-4595

電子メール：seisakukikaku@city-yanai.jp